

社会福祉法人三豊市社会福祉協議会役員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人三豊市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第25条の規定に基づき、役員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員が本会の理事会及び監事監査、その他会議へ出席した場合報酬を支給する。

(報酬の額)

第4条 役員の報酬の額は日額 8,000 円とする。ただし、4時間に満たない理事会等に出席した場合の額は、当該報酬日額の半額とする。

2 前項の規定にかかわらず、役員で関係官公署の職員等のうちから任命され、又は委嘱されている者については、報酬を支給しないことができる。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬の支給は次のとおりとする。

- (1) 報酬は、毎月末日に締切り翌月 20 日(支給日が休日に当たる場合はその前日)に支給する。
- (2) 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- (3) 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等支給の基準として公表するものとする。

(改廃等)

第7条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定めるものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 22 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人三豊市社会福祉協議会評議員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人三豊市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 評議員がその職務のため、評議員会に出席した場合報酬を支給する。

(報酬の額)

第3条 評議員の報酬の額は日額 8,000 円とする。ただし、4時間に満たない評議員会に出席した場合の額は、当該報酬日額の半額とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員で関係官公署の職員等のうちから任命され、又は委嘱されている者については、報酬を支給しないことができる。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給は次のとおりとする。

- (1) 報酬は、毎月末日に締切り翌月 20 日(支給日が休日に当たる場合はその前日)に支給する。
- (2) 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- (3) 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等支給の基準として公表するものとする。

(改廃等)

第6条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、評議員の報酬に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定めるものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 22 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。